## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

## 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

## 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

- 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁 となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る 必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。
- 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
  - (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
  - (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し 又はこれを確保する責務を明確化する。
  - (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。
- ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

## 参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、 行政機関等は義務、事業者は努力義務 とされている。)





段差がある場合に、 スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の カードやタブレット端末などを使う

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 (平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成二十五年法律第六十五号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 

| 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障第八条 (略)  (事業者における障害を理由とする差別の禁止) | 国及び地方公共団体めの支援措置の実施をの他障害を理由とる重要事項 | 置こ関する基本的な事項三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措の措置に関する基本的な事項 の措置に関する基本的な事項ニ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するため本的な方向 | 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。第六条 (略)   | なければならない。<br>適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力し<br>関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、<br>関こて必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、<br>第三条 (略) | 改正法 |
|---|----------------------------------|---|--|---|-----|
| 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障第八条 (略) (事業者における障害を理由とする差別の禁止)  | 3 ~ 6 (略) (新設) (新設)              | 置こ関する基本的な事項 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措の措置に関する基本的な事項 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するため本的な方向             | - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。第六条 (略) | (新設) (新設) (国及び地方公共団体の責務)  | 現   |

的の侵 壁 の除 害することとならないその実施に伴う負担が な 状態に応じて、 配 法を必必 慮 をし なけ 要とし 社会的障壁 て ないよう、当該障害者のが過重でないときは、咵が過重でないときは、咵 はらない時壁の 性 障 9 あ いて、別、 った 者 て 必 年の 場 要 権 齢 合 か 及 利 に び 利お 0 合 障 益い 理 害 を 7

相 談 及 び 紛 争 地の 方 防 止 等  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ 0 体 制 の整 備

第十 要 ることができるよう人材の ともに、 係 な体制 者から 兀 条 の整備を図るものとする。 障害を理由 の国 障害を理 及 び 公共 ことする差別に関する紛争由とする差別に関する相 団 体は、 育成及び 障 害者及びその 確 保  $\mathcal{O}$ た の談に め 0) 家族 止 的 措 置そ 文確に そ は解決を図に応ずると 0) 0) 他の必必 他  $\mathcal{O}$ 関

十六条 0 収 集、 整 理 及び 提 供

に 資 つする ょ う

るも

0

とする。

2 第 方 公共 略 寸 体 は 障 害を 理 由 と す る 差 別 を 解 消 す る た 8  $\mathcal{O}$ 取 消組

 $\mathcal{O}$ ため 0) 取組に 関 地 域 する情報 お け 0 る 収 障 害を 集 理 整 理及び 由 とす 提供を行うよう努め る差別及びその 解

> 的な配慮をする、社会的障の状態に応じて、社会的障心をとならないよりないよりない。 の除 去 を 必 要として 11 いよう、過重で る旨  $\Diamond$ 障 な 壁 重 で け  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当該障害者のでないときは、 除 n 去 ば はならない。云の実施につ があ の性別、年齢A 障害者の権利 性 別、 71 った場合に て 必 要か 及利にお つ 合 障 益い 理 害 7 を

相 談 及 び 紛 争 防 止 等 0 た 8 0 体 制 0 整 備

第十 ともに、 ることが 係 者 兀 から 条 の障害 できるよう必 障 玉 害 及 を び 理 を地の 由理 方 とする差別に関する紛争の防止又は解決。由とする差別に関する相談に的確に応ず 公 共 要な体制の する差 寸 体 体は、 整備を図るものとする。 障害者及びその家族その 確に応ずると 他 を図  $\mathcal{O}$ 関

第十 ·六条報 0 収 略 集、 理

整

及び

提

(新設)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

障害を理由とする差別の解消 の推進に関する法律 (平成二十五年法律第六十五号) の一部を次のように改

正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、 障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な

実施が促進されるよう、 適切な役割分担を行うとともに、 相互に連携を図りながら協力しなければならな

\ \ \

第六条第二項中第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加える。

兀 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な

事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のため の措置その他の」 を加える。

第十六条に次の一項を加える。

2

地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由

とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、

整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附

則

この法律は、 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。